

ふるさと応援 寄附金の実績を 報告します

令和2年度の応援寄附金は、過去最高額の2億4974万円余りとなりました。
令和2年度に寄附金を活用して実施した事業

- 小中学校のICT整備
- 飯南高校魅力化の推進
- 飯南町中央図書館の蔵書購入
- 登山道の看板整備、セラピーロードの整備

■ 高齢者緊急通報システムの設置
■ 大しめ縄の町ブランドの推進
■ 農業の担い手育成（農林業定住研修制度）
今年度も、寄附いただいた皆さんの想いを大切に、飯南町のまちづくりを活用していきます。

■ 問合せ まちづくり推進課
電話76・2864



中学校でのICT授業

令和2年度事業別寄附状況

事業名(使いみち)	寄附金額	寄附件数
産業・観光振興	38,200,000	6,552
定住の推進	9,655,000	
島根県立飯南高等学校の特色ある教育を支援	18,870,000	
将来を担う人材の育成	64,065,000	
高齢者等にやさしい福祉	12,460,000	
安心な地域医療の対策	17,700,000	
環境を守る森づくり	24,195,000	
事業指定なし	64,602,000	
合計	249,747,000	



登山道に設置した看板

ま ちを元気に！ 地域おこし協力隊

飯南町内のさまざまな地域課題の解決に取り組む「地域おこし協力隊」の活動を紹介します。今月は、飯南町学習支援館の瀧尻恵二さんの活動報告です。

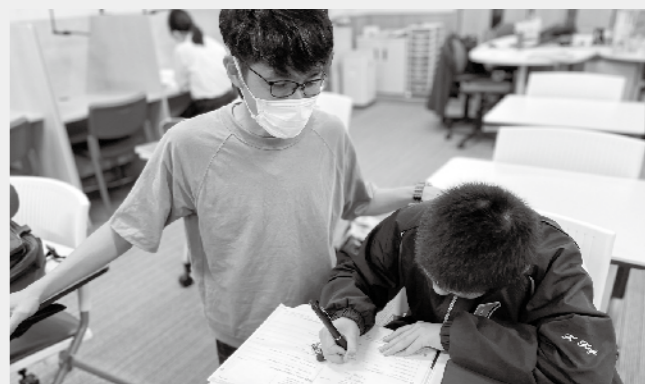
この度、地域おこし協力隊に着任した瀧尻恵二です。普段は飯南町学習支援館で中高生の学習を支援しています。以前は塾の講師をしていました。

私が教育関係の仕事に関心がある理由は、勉強を通して、生徒たちに学ぶ楽しさを感じてもらいたいからです。また、他の誰かに応援される経験をしてほしいと考えているからです。私自身も、小学校から大学まで、かけがえない恩師に支えられました。生徒を尊重し、認めてくれ、後押ししてくれた恩師たち。そのような人間でありたいと思います。私も教育者を目指すようになりました。

社会の状況や環境が大きく変化する中、生徒たちには自分らしくいきいきと生きてほしいと思っています。これからも生徒たちの自己実現に向けて、背中を押し続けていきます。これからもよろしくお願ひします。



私が大切にしている言葉



生徒に分かりやすいように教えています

地域おこし協力隊を紹介

7月1日付で、飯南町さつまいも生産者協議会を担当する藤谷さゆりです。
飯南町の質の良いさつまいもの生産をサポートし、しっかりとPRしたいと思っています。



新型コロナウイルスで家計が急変した子育て世帯の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変したと認められる子育て世帯に給付金を支給します。次の子を養育している世帯の人は申請をお願いします。

- 被養育者
- 18歳未満の子
- 20歳未満の障がい児
- 申請期限 令和4年3月31日まで
- 提出書類 申請書(役場本庁舎と各支所に設置)、収入額が確認できる書類(申請者と配偶者の令和3年1月以降の任意の1カ月の収入で判定)

● 支給額 5万円(児童一人当たり)
※次の世帯には郵送で案内しています。
・児童手当受給者等(低所得の世帯)
・住民税非課税の子育て世帯(18歳未満の子の養育者に限る)
■ 問合せ
住民課 電話76・2213



今後は「純米吟醸琴引山」の売上の一部を、琴引山の環境保全のために寄付される予定です

アルコール消毒液の寄贈

純米吟醸琴引山実行委員会(株)赤名酒造と(農)大安伸で構成)からアルコール消毒液(180ℓ)の寄贈がありました(純米吟醸琴引山)の売上の一部)。

(株)赤名酒造の三島崇暁社長は「新型コロナウイルス感染症が終息しない状況から、今年度はアルコール消毒液で町に貢献できればと寄贈しました」と話し、(農)大安伸の神田博延代表は「多くの方にお酒をご購入いただくことで、地元のお米の消費や琴引山の環境整備につながるのありがたい」と話していました。

国民健康保険料率が決定

保険料率の変更はありません。

	令和3年度国民健康保険料率		
	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付分
所得割	7.62%	2.81%	2.55%
被保険者均等割	25,100円	9,600円	11,000円
世帯平等割	17,200円	6,600円	5,300円

※所得割/被保険者全員の前年(令和2年中)の総所得を基準に計算
※被保険者均等割/被保険者一人一人が均等に負担
※世帯平等割/被保険者の世帯ごとに負担

保険料の軽減措置対象を見直し

減額される世帯	減額される額 (被保険者均等割・世帯平等割)
前年所得が、43万円(+※1)以下	7/10
前年所得が、43万円+28.5万円×被保険者数(+※1)以下	5/10
前年所得が、43万円+52万円×被保険者数(+※1)以下	2/10

【※1 給与所得者等の場合】給与所得者の数が2人目以降、1人当たり10万円が追加
給与所得者等:○給与収入金額が55万円を超える人
○公的年金等に係る所得を有する人(65歳未満:公的年金収入金額が60万円を超える人、65歳以上:公的年金収入金額が125万円を超える人)

後期高齢者医療保険料率が決定

保険料率の変更はありません。

令和3年度後期高齢者医療保険料率(県内均一)

均等割	50,640円
所得割	9.55%

※均等割/被保険者一人一人が均等に負担
(所得が低い世帯は、所得水準に応じて保険料の均等割額を軽減)
※所得割/被保険者の前年(令和2年中)の総所得を基準に計算

保険料の軽減措置対象を見直し

令和3年度から対象者の所得要件が変わります。※7割軽減の対象者の上乗せ軽減(7.75割軽減)は、令和2年度分で終了

均等割の軽減割合	被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額	軽減後の均等割額
7割軽減	基礎控除額(43万円)(+※2)を超えない世帯	15,192円
5割軽減	基礎控除額(43万円)(+※2)+28.5万円×(被保険者数)を超えない世帯	25,320円
2割軽減	基礎控除額(43万円)(+※2)+52万円×(被保険者数)を超えない世帯	40,512円

【※2世帯主及び世帯の被保険者全員の年金・給与所得者数が2人以上の場合】
年金・給与所得者数が2人目以降、1人当たり10万円が追加

○保険料の算定・納付(※国保・後期高齢共通)

4月から6月の間は、仮算定により保険料を賦課しています。7月からは、確定した年間保険料額から、6月までに納付した保険料額を差し引いた残りの額を、来年3月までの9カ月に分けて納めます。(年金からの天引きにより保険料を納めている人も同様)

■ 問合せ 保健福祉課 電話72-1770